



2020年4月27日

各 位

会社名 東京計器株式会社  
 代表者 取締役社長 安藤 毅  
 (コード番号 7721 東証第1部)  
 問合せ先 法務・ガバナンス担当 山田茂樹  
 (TEL 03-3732-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の定時取締役会において、定款一部変更の件について、2020年6月26日開催予定の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

当社は、2016年6月29日の監査等委員会設置会社への移行に伴い、経営の監督機能と業務執行機能を分離し職務責任を明確化するとともに、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、取締役会の適切な監督のもとで、経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化並びに経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制の構築に取り組んでおります。

今般、執行役員の位置付けを明確化するとともに、ガバナンス及び経営体制の機動的な構築を行えるよう執行役員からも業務執行の最高責任者である社長を選任できる旨を新設するものであります。また、これに伴い、上記新設及び変更に応じた所要の変更及び条数の変更をいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。下線は変更部分を示します。

現 行 定 款	修 正 事 項
第1条～第13条 (条文省略)	第1条～第13条 (現行どおり)
第14条 (招集権者) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。 取締役社長に事故のあるときは取締役会において あらかじめ定めた順序により他の取締役が招集す る。	第14条 (招集権者) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役が 招集する。 <u>当該取締役に事故のあるときは取締役 会においてあらかじめ定めた順序により他の取締 役が招集する。</u>
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)
第18条 (総会の議長) 1. <u>総会の議長は取締役社長</u> がこれに任ずる。 2. <u>取締役社長</u> に事故のあるときは取締役会のあ らかじめ定めた順序により他の取締役がこれ に任ずる。	第18条 (総会の議長) 総会の議長は、 <u>取締役会の決議によりあらかじめ 定めた取締役</u> がこれに任ずる。 <u>当該取締役に事故 のあるときは取締役会のあらかじめ定めた順序に より他の取締役がこれに任ずる。</u>
第19条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 <u>取締役、執行役員</u> 及び取締役会
第20条～第24条 (条文省略)	第20条～第24条 (現行どおり)

<p>(新設)</p> <p><u>第25条</u> (代表取締役及び取締役社長) 取締役会の決議により監査等委員でない取締役中から代表取締役若干名を選定しかつ代表取締役中から<u>取締役社長</u> 1名を定める。</p> <p><u>第26条</u> (条文省略)</p> <p><u>第27条</u> (代表取締役の業務執行) 代表取締役は法令、定款並びに取締役会の決議に従い会社の業務を執行し会社を代表する。<u>取締役社長</u>は会社の業務を統轄し取締役会に対して業務の報告をなすものとする。取締役<u>社長</u>に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が代理する。</p> <p><u>第28条</u>～<u>第47条</u> (条文省略)</p> <p><u>第48条</u> (報酬等) 会計監査人の報酬等は、取締役<u>社長</u>が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p><u>第49条</u>～<u>第51条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第25条</u> (執行役員) <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>第26条</u> (代表取締役及び社長) <u>1. 取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> <u>2. 取締役会の決議により代表取締役又は執行役員の中から社長1名を選定する。</u></p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第28条</u> (会社の業務執行) 代表取締役は法令、定款並びに取締役会の決議に従い会社の業務を執行し会社を代表する。社長は会社の業務を統轄し取締役会に対して業務の報告をなすものとする。<u>代表取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が代理し、社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役又は執行役員が代理する。</u></p> <p><u>第29条</u>～<u>第48条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第49条</u> (報酬等) 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役</u>が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p><u>第50条</u>～<u>第52条</u> (現行どおり)</p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2020年6月26日
定款変更のための効力発生予定日	2020年6月26日

以上